

再意見書

平成 25 年 3 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1.FTTH 等へ円滑なマイグレーション	株式会社 TOKAI コミュニケーション	(P1) ～(前略)今後も地方を中心としたエリアで固定系ブロードバンドの選択肢が DSL のみである地域は相当の期間存在することが確定的であることから、FTTH 等へのマイグレーションが円滑に行われるまでの間、接続料の上昇により DSL 以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれまいように関係当事者で十分な議論を行って結論を得ていくことが必要です。	株式会社 TOKAI コミュニケーション殿の意見に賛同します。 DSL 以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれまいように、メタル回線コストの適正化を図るとともに、メタル接続料と光ファイバ接続料のそれぞれの水準差といったバランスも考慮した検討が必要と考えます。
2.平成25年度接続料の急激な上昇抑制について	イー・アクセス株式会社	①災害特別損失の扱いについて(P1) ～(前略)災害特別損失(以下、特損)の原価算入による影響が特に大きいことから、ドライカップ、MDFに関しては、単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平成26年度接続料の2年間)に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。また、平成24年度も特損が発生していることから、平成26年度接続料についても接続料水準の注視が必要と考えます。 ②調整額について(P2) ～(前略)調整額についても、接続料規則第8条第2項第2号の規定を根拠として、特損と同様に単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平	急激な接続料の上昇を緩和すべきとの各社殿意見に賛同します。 災害特別損失や調整額の影響については個々の影響だけでなく、全体及び来年度以降の水準動向も考慮した上で、各々を複数年度に分け接続料原価に算入するといった措置を講じていただきたいと考えます。

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>成26年度接続料の2年間に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。</p>	
	株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	<p>3.NTT 東日本の災害特別損失について(P1) ～(前略)特にメタルの端末系伝送路については平成 23 年度の特別損失が 49 億円と他の設備と比較して突出したレベルにありますが、接続事業者にとってこの高額な費用が接続料に算入することが妥当かどうかの十分な検証も行えず、また接続料の急激な上昇の大きな要因となっている事は事業の予見性の観点からも、1 回線あたりの上昇レベルにおいても受け入れ難いものです。よって、当該の特別損失費用の妥当性を精査した上で、接続料の急激な上昇を緩和する為に平成 25 年度と平成 26 年度の二カ年にコストを分けて計上することを希望いたします。～(以下略)</p> <p>4. 調整額について(P2) ～(前略)平成 25 年度の接続料原価には平成 23 年度の接続料収入の乖離調整額が過大になることによる接続料の急激な変動については接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の定めるところにより緩和できるとされていることから、少なくとも平成 25 年度のメタル回線の接続料における調整額については、前項の NTT 東日本の特別損失の取り扱いと同様に平成 25 年度と平成 26 年度の 2 カ年にコストを分散することを希望いたします。～(以下略)</p>	
	KDDI株式会社	<p>2.各論 ○ドライカップ接続料について(P1) ～(前略)具体的には、ドライカップ接続料原価に算入されている災害特別損失については、接続料規則第3条ただし書の特別な許可を受け</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>る必要があるため、特例措置として、接続料の急激な上昇による全国の接続事業者の経営の急激な悪化の懸念があることを考慮し、当該特別損失を半分に分け、2年にかけて接続料原価に算入し、急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと考えます。～(以下略)</p>	
3. 調整額制度の見直し	<p>イー・アクセス株式会社</p> <p>株式会社 TOKAI コミュニケーションズ</p> <p>KDDI 株式会社</p>	<p>③調整額制度の見直しについて(P2)</p> <p>本申請案では、中継DFが最も顕著な例ですが、調整額の算入により予測不能な料金水準となったものがあります。これでは、接続事業者からは予見性が確保できないため、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても、平成26年度接続料算定に間に合うようスケジュールを確保し検討する必要があると考えます。</p> <p>この調整額制度の見直しについては、NTT東西殿と接続事業者双方にメリットがあるものと考えますし、具体的には、複数年で調整額もしくは収支を把握する方法や、変動の閾値を一定程度設定する方法などが考えられます。</p> <p>4. 調整額について(P2)</p> <p>～(前略)需要が減少し、さらに需要の減少分に見合うコストの削減が行われないう傾向が継続するのであれば、調整額のコストの分散を行っても次年度以降に調整額がさらに高騰することが想定されるため、今後の調整額の負担方法の在り方については経年で平準化させるために方策を検討していく必要があるとともに NTT 東西においてはより一層のコストの削減を行っていただくことが必要です。～(以下略)</p> <p>○調整額について(P4)</p> <p>今回申請された実際費用方式に基づく接続料について、前々年度の実績値との乖離額(調整額)の影響より、とりわけドライカップ接続料、</p>	<p>調整額制度の見直しをすべきとの各社殿意見に賛同します。</p> <p>接続料水準の予見性向上及び接続料水準の急激な変動を抑制する観点から、調整額の幅を縮小する方法について、検討をお願いします。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>中継ダークファイバ接続料が急激に上昇しています。</p> <p>実際費用と再計算した額との乖離額(調整額)が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。</p>	
4.回線管理運営費_システム開発費について	イー・アクセス株式会社	<p>② 固定部分(システム開発費等)について(P3)</p> <p>平成24年5月から、新たな取り組みとして、NTT東西殿主催による接続事業者向けの「システム改修意見交換会」の定期的な開催が実施されており、システム改修の必要性・費用対効果をご説明いただく場が設置されたことは大変意義があるものと考えます。</p> <p>しかしながら、システム開発費用が高コストであり、開発費用確定に至る経緯や費用対効果が不透明であるため、接続事業者が負担するコストであることから、開発費用の適正性及び妥当性を検証する必要がある、透明性を担保する観点からも意見交換会の場にて説明が必要と考えます。</p> <p>また、現在は光ファイバに関するシステム開発が主になっており、結果的にシステム導入を希望しない、並びにシステム導入の恩恵を受けないDSLサービスの接続事業者が負担している構造になっております。光ファイバは、今後も需要増加が見込まれており、長期的にみてコスト回収可能である環境のため、回線管理運営費のコスト負担を共有しているDSLサービスの接続事業者に配慮し、以下のような措置を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>接続事業者側でも、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 東西殿という。)のシステム開発費用の適正性や妥当性を検証できるように、以下の対応をお願いします。</p> <p>①「システム改修意見交換会」の場等で、費用対効果(人件費削減や時間短縮等)を数値で示すこと</p> <p>②システムの開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法について提示すること(※)</p> <p>なお、これらの情報については、ほとんどの場合「経営情報」や「機密情報」等を理由に、開示されないことため、NTT 東西殿が開発するシステムや更改設備等の適正性を検証可能となる第三者機関を創設についても検討頂きたいと考えます。</p> <p>※「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書」(平成14年7月)において、「OSSを開放するためのシステムの構築等に際して、開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等に関する</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>＜提案内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバ開通申込受付システムの開発費用は、償却期間を10年等に延長する 意見交換会にて、利用事業者が要望した改修案件については、機能別の配賦とする 意見交換会にて、利用事業者はシステム改修の必要性、費用対効果を確認できる機会が設けられたため、平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦とする 	<p>情報は、費用負担を行うこととなる接続事業者にとっても重要な情報であり、透明性を確保する観点から、NTT東日本・西日本は、接続事業者に対しこれらに関する情報提供を行う必要がある」と整理</p>
5.効率的な設備集約にむけた更なる取り組みの必要性	イー・アクセス株式会社	<p>2.その他</p> <p>■効率的な設備集約にむけた更なる取り組みの必要性(P5)</p> <p>NTT東西殿のGC局にコロケーションしているADSL設備の集約化を進めるにあたり、撤去対象設備における現用回線のポート移設を実施したにも拘らず、工事実施時に対象設備にジャンパ線が残っており(以下、残ジャンパ)撤去出来ない事例が多発しております。</p> <p>この場合、接続事業者の設備撤去が遅れた間のコロケーション費用や、再工事費用を接続事業者にて負担することになり、コスト効率化を進める上で障壁となっております。</p> <p>残ジャンパの要因は、解除時のNTT東西殿の撤去漏れが大半を占めておりますので、NTT東西殿には、本事象が根本的に発生しないように</p>	<p>イー・アクセス株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>NTT東西殿によるジャンパ未撤去が原因で接続事業者のコロケーション設備撤去遅延が発生した場合の対応(再工事日設定とコロケーション費用の凍結)及び精算(接続事業者が派遣した作業員等の費用について)等のルール化について検討頂きたいと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		早急に運用を改善していただく必要があると考えます	
6. 光屋内配線の加算額算定に用いるパラメータの見直し	KDDI株式会社	<p>○光ファイバに係る各種工事費・加算額について <光屋内配線の加算額算定に用いるパラメータの見直し> (P3)</p> <p>屋内配線の加算額については、算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直し、速やかに低廉化を図るべきです。</p> <p>故障修理時間は、～(中略)～NTT東・西においては、作業環境の変化がないと決めつけず、直近の実態について調査を実施し、現在、算定に用いている平成21年度実績と比べどのような結果だったのかを明示した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの可否を直ちに明らかにすべきと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用年数(10年)についても見直しが必要です。現在、分岐端末回線と光屋内配線を一体として設置する引き通し形態が主流となっておりますが、屋外に設置され風雨に晒されている光分岐端末回線の耐用年数は15年となっている一方、宅内に設置されている光屋内配線が10年に設定されていることは合理的とは言えないと考えます。</p> <p>したがって、引き通し形態が主流である中、分岐端末回線の耐用年数が15年であること、光コンセント化が進展していることを踏まえ、屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線に直ちに合わせるべきです。</p>	<p>KDDI株式会社殿意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿は、現在設定しているパラメータ等について、適宜再測定等を行い、実態に則したものに變更すべきと考えます</p>
7. 光屋内配線工事費の算定に用いる工事時間に	KDDI株式会社	<p>○光ファイバに係る各種工事費・加算額について <光屋内配線工事費の算定に用いる工事時間について> (P4)</p> <p>光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間(2. 467時間)についても、光屋内配線加算額に用いられているパラメータ同</p>	<p>KDDI株式会社殿意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿は、現在設定しているパラメータ等について、適宜再測定等を行い、実態に則したものに變更すべきと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
ついて		<p>様、これまで見直しを実施されておられません。NTT東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアドアクセスが展開されてから時間が経過しており、技術習熟や作業合理化がなされているはずであることを踏まえると、当該時間は短縮していると考えることが合理的であり、直ちに見直すべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は直ちに実態調査を行い、その結果を総務省及び接続事業者に対して説明した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの要否を直ちに明らかにすべきと考えます。</p>	

以上